

請 願 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1 1 1 0	受 理 年 月 日	令 和 3 年 9 月 2 8 日
件 名	学童クラブ事業における利用料金の値上げの撤回等		
要 旨	<p>京都市は8月11日の教育福祉委員会において、学童クラブ事業に関する新たな利用料金体系について提案した。そしてその中で、学童クラブ事業の従来の利用料金の考え方を変更し、具体的には所得税課税世帯(従来のD区分)に対し基本額を設置すること、従来、午後6時と午後6時30分の二段階であった料金区分を午後5時と午後6時30分に変更することを提案している。</p> <p>そのため、従来、所得税課税対象であったD区分は、軒並み利用料金の値上げとなり、最も値上げ率の高い階層では2倍以上の値上げとなる。また、午後6時まで学童クラブに通わせていた家庭は、全て午後6時30分の区分となり、これも値上げとなる。</p> <p>こうした提案に対し、市民、保護者からは、非常に高くなるので困る。子育て世帯に優しくない。このままでは働きにくく、子育てしにくいまちとなる。現在の料金よりも、高くないことを願うなどの率直な声が出されている。また、コロナ禍で生活が困窮する中、この値上げ幅であれば、学童に通わすことができないとして利用控えが発生することも想定される。</p> <p>現在学童クラブ事業は、増加する共働き世帯、ひとり親世帯にとってなくてはならない生活インフラとなっている。貧困状態に置かれている子供が増え、子供を対象とした犯罪や感染症が広がる中、利用料金の値上げにより学童クラブが利用しにくくなることは、仕事と生活の両立及び子供の安全確保に困難をもたらす。一方、子育て世代への支援は社会で子供を育てること、すなわち将来の京都の担い手への投資であり、そのことは現在の保護者の収入の安定と税収の確保にもつながる。</p> <p>また、今回の提案については、8月の教育福祉委員会での提案、議論を経て9月市会にて採決し、その後保護者に説明すると市当局から説明されたと聞き及んでいる。しかし、市民、保護者からすれば、決まってから聞かされることになり、決まったことだからと意見を表明する機会がないことについても、多くの疑問の声が出されている。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍で生活が困窮している中、市民、保護者に学童クラブ利用料金の値上げを求めることはやめること。 2 学童クラブの新たな利用料金体系については、決めてから知らせるのではなく、市民や現役の保護者に十分情報開示を行い、議論を進めること。 		
請 願 者			
紹 介 議 員	井上けんじ、とがし 豊、玉本なるみ、河合ようこ		
付 託 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		